

一宮告示第171号

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

一宮市長 中野 正康

1. 委託相手方 名古屋市中区丸の内三丁目19番30号
愛知県住宅供給公社
理事長 森岡 士郎

2. 使用料の詳細

使用料	根拠規定
一宮市営住宅家賃	一宮市営住宅条例第19条
一宮市営住宅敷金	一宮市営住宅条例第20条
一宮市営住宅駐車場使用料	一宮市営住宅条例第46条

3. 委託の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日